

# 中城村社会福祉協議会（社協）とは？

ここで、簡単に社協の仕組みを説明します。



よくカン違いされますが、社協は役所とは違います。地域の皆さん（一般会員）、役所や関連機関で働く皆さん（賛助会員）、また企業（特別会員）が会員となって構成した「民間」の福祉団体です。ですから代表は村長ではなく会長であり、地域の自治会長や民生委員、他の福祉団体などから選ばれます。つまり社協は村民みんなのものであるってことです。うまく活用して下さいね。

社協は社会福祉法人です。公共性が極めて高く、営利を目的としない民間団体です。社会福祉法において、地域福祉の推進役として法律上明確に役割を位置づけられています。



ちなみに、社協は日本中すべての市町村にあります。



ちょっと堅苦しい表現ですが、中城村社協の目的は…（中城村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る）となっています。少しオーバーですが社協における憲法のようなものだとご理解下さい。



ここで気になる社協の財源ですが、まず先ほどあげた会費が一番。次に赤い羽根でおなじみの共同募金会から配分されるお金。三番目にお祝い返しや香典返しなどの寄付金です。ところで、これらは人件費には使えません。私たち職員の給料は国や県・村からの補助金や委託金で充てられています。ですから、村民の皆さんからいただいた大切な浄財は、理事会や評議員会で十分に話し合われた上で、「運営に係る事務費」や下にある「事業」の一部に使われることになっているのです。ご理解いただけましたでしょうか。



中城村社協の年会費は次のとおりです。

戸別会員	500 円
賛助会員	500 円
団体会員	1,000 円
特別会員	10,000 円

## 中城村社会福祉協議会の事業（令和4年度）

ふれあい総合相談、手話奉仕員養成事業、発達障がい児サポーター養成事業、法外援護事業、フードバンク活動、緊急生活支援事業  
地域ふれあい事業、一人暮らし老人等給食サービス事業、生活支援体制整備事業、福祉サービス利用援助事業、福祉まつり開催  
就労継続支援B型事業所きらり、障がい者地域活動支援センターむつみ、ボランティア育成・助成事業、要援護高齢者紙おむつ等給付事業  
赤い羽根募金運動、歳末たすけあい募金運動、災害たすけあい募金運動、歳末たすけあい運動、生活福祉資金貸付事業  
社会福祉法人連絡会、福祉団体への協力(老人クラブ、民児協、身障協、根っこの会、母子会)、福祉バス・福祉機器の貸出

# 社会福祉法人 中城村社会福祉協議会

## 会員制度について

### ❓社協会員制度って何？

社協活動を通じて地域福祉を推進し、地域の暮らしへ還元する仕組みです。

#### 会費の種類

★ 戸別会員(各世帯).....	年額	500円
賛助会員(役場職員、団体職員)...	年額	500円
団体会員(村内福祉施設、団体)...	年額	1,000円
特別会員(企業、団体、篤志家)...	年額	10,000円

住民の皆さまへは、戸別会費への協力をお願いしております。

### ❓会費はどのように使われているの？

#### 平成28年度会費を財源とした地域福祉活動の例

※寄付金、募金などと併せて、下記事業に活用させていただいております。

- ①総合相談事業
  - ・消費者生活相談、法律相談、行政相談
- ②老人福祉
  - ・給食サービス(週1回)
- ③障害者(児)福祉
  - ・福祉車両貸出事業(通年)
  - ・ふれあいもちつき大会
- ④母子父子福祉
  - ・夏休み親子工作教室の開催
- ⑤福祉育成・援助活動費
  - ・社協だよりの発行(年4回)
- ⑥低所得世帯福祉活動
  - ・法外援護事業(災害支援・低所得者支援)
  - ・低所得世帯紙おむつ等給付事業
- ⑦ボランティア育成
  - ・ボランティアスクールの開催
  - ・ボランティア活動推進全般



社協会員制度は、同じ地域で暮らしている人々が、共に育みあい、支えあいながら、いきいきと地域で幸福に暮らしたいという、住民共通の思いを社協へ託していただくシステムです。

会員制度は、強制的に加入していただく制度ではございませんが、趣旨にご賛同いただき、是非とも会員加入と地域福祉の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

